

## 公益財団法人松竹大谷図書館 寄附金募集要項

### 1. 公益財団法人松竹大谷図書館の事業目的

本財団は、演劇・映画等に関する資料及び情報の収集、整理、保存及び一般公開等を行い、もって芸術文化の振興と社会文化の向上発展に資することを目的としています。

### 2. 寄附金の使途

図書館の事業のさらなる充実のため使用させていただきます。

### 3. 寄附金の募集期間

随時

### 4. 寄附金額

3,000円以上任意

### 5. 申込受付

〒104-0045 東京都中央区築地1-13-1 ADK松竹スクエア3階  
公益財団法人 松竹大谷図書館 事務局  
Tel 03-5550-1694

### 6. 払込方法

寄附金は下記金融機関の口座にお振込下さい。

(振込口座)

- ・みずほ銀行 築地支店 普通預金 230625  
口座名義 公益財団法人松竹大谷図書館
- ・郵便振替  
口座番号 00180-3-464585  
加入者名 公益財団法人松竹大谷図書館

### 7. 寄附金に対する税制上の優遇措置

当財団は公益認定を受けておりますので、ご寄附いただいた金額は、下記の基準により個人又は法人の所得から控除され、税制上の優遇措置を受けることができます。

#### (1) 寄附者が個人の場合

##### 【国税】

所得控除 または 税額控除 が受けられます。確定申告の際有利な方をお選び下さい。

##### 所得控除

(寄附金額 - 2,000円)の金額が所得金額から控除されます。

控除額は所得金額の40%が限度となります。

##### 税額控除

税額を算出した後に、その税額から(寄附金額 - 2,000円)×40%の金額が控除されます。寄附金の額は総所得金額の40%が限度となります。控除額は所得税額の25%が限度となります。

##### 【地方税】

東京都が条例により指定した寄附金として寄附優遇措置の対象寄附金となります。

#### (2) 寄附者が法人の場合

一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度が設けられています。

ご寄附を頂きました際には「寄附金受領書」と「税額控除に係る証明書」の写しをお送りいたしますので、当該年の確定申告の際に所轄税務署にご提出下さい。